

News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

報道関係者各位

2019年11月1日

マニユライフ生命、『こだわり個人年金(外貨建)』において「円建年金支払開始自動判定特約」の取り扱いを開始

- ・ 一定額の円を払い込み外貨で運用、将来に備える平準払いの年金保険
- ・ 円建ての年金を受け取られる際に便利な、新しい特約
- ・ ご加入されているお客さまも付加可能

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO: 吉住公一郎、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)では、無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)ペットネーム『こだわり個人年金(外貨建)』に無料で付加できる「円建年金支払開始自動判定特約」(以下、「本特約」)の取り扱いを2019年11月1日より開始します。

『こだわり個人年金(外貨建)』は、外貨で資産を築き、年金を外貨建てだけでなく円建てでも受け取ることができる個人年金保険です。円建ての年金をお受け取りいただく場合、年金原資を外貨建てから円建てに移行するときに、為替相場が円高の場合は、年金額が少なくなる可能性があります。これまで、それを避けるためには、外貨のまま年金を受け取り、後で円に両替いただく、または、お受け取り開始のタイミングを変更いただくなど、お客さまご自身で為替相場を確認いただき、タイミングを見て判断いただく必要がありました。

本特約を付加すると、円建て年金の受取開始日の前日に、外貨建ての積立金を円に換算した金額(以下、「円換算額」)が、お客さまによってあらかじめ設定された判定額に到達したか否かをマニユライフ生命が自動的に判定します。本特約の付加により、これまでのようにお客さまご自身で為替相場を注視する必要がなくなり、負担が軽減されます。

『こだわり個人年金(外貨建)』は、公的年金や退職年金、退職一時金に加えご自身で将来に備えたいお客さまの資産形成ニーズにお応えするため2015年に発売した平準払いの年金保険で、マニユライフ生命のプランライト・アドバイザー(営業職員)および保険代理店、また、41の提携先金融機関を通じて販売され、好評をいただいています。

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。皆さまの「Life 2.0」をサポートするため、マニユライフ生命は今後も先進的な商品およびサービスの提供に取り組んでまいります。

『こだわり個人年金(外貨建)』の特長と詳細は別紙および下記 URL を参照：

<https://www.manulife.co.jp/kodawari-kojin02>

「円建年金支払開始自動判定特約」の特長

『こだわり個人年金(外貨建)』を契約後*、本特約を付加すると、円建て年金を開始するか否かを決定するための基準となる金額(判定額)を設定できます。その後、年金の受取開始日の前日に円換算額が判定額に到達したか否かを自動で判定します。年金原資を円に換算して受け取りを開始するか、それとも年金の受取開始日を繰り下げるのかを自動的に判定します。

* 本特約は、年金の受取開始日の5年前より付加できます。契約時に付加することはできません。付加に関しては、マニユライフ生命からご契約者さまにお手続きをご案内します。

1. 判定額を設定

特約を付加する際に、円建て年金の受け取りを開始するか否かを決定するための基準となる金額(判定額)を設定します。

判定額＝年金の受取開始日の前日における保険料円払込額の合計額×判定値*

*判定値は 110%～250%(5%刻み)で、年金の受取開始日の 5 年前から設定いただけます。

2. 年金の受け取りを開始するか否かを自動的に判定

年金の受取開始日の前日に円換算額が判定額に到達したか否かをマニュアル生命が自動で判定します。

<判定額以上となった場合>

外貨建ての積立金が円に換算され、年金の受取開始日から円建ての年金をお受け取りいただけます。

<判定額未満となった場合>

年金の受取開始日を 1 カ月繰り下げます。繰り下げ後の年金の受取開始日の前日に再度、判定額に到達したか判定されます。以後、判定額以上となるまで 1 カ月単位で年金の受取開始日を繰り下げます(最長 80 歳まで)。

このプレスリリースでは、円建て年金支払開始自動判定特約の判定額未満となった場合に適用される「保険料払込期間の延長」を「年金の受取開始日の繰り下げ」としています。

マニュアル生命について

マニュアル生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニュアル・ファイナンシャル・コーポレーション(マニュアル)のグループ企業で、2019 年、設立 20 周年を迎えました。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。自分らしい、これからの生き方「Life 2.0」を応援する、マニュアル生命公式フェイスブックページ「Life 2.0 ガイド by マニュアル生命」(<https://www.facebook.com/Life2.0.ManulifeJapan>)、Twitter(<https://twitter.com/ManulifeJapan>)でも情報発信しています。



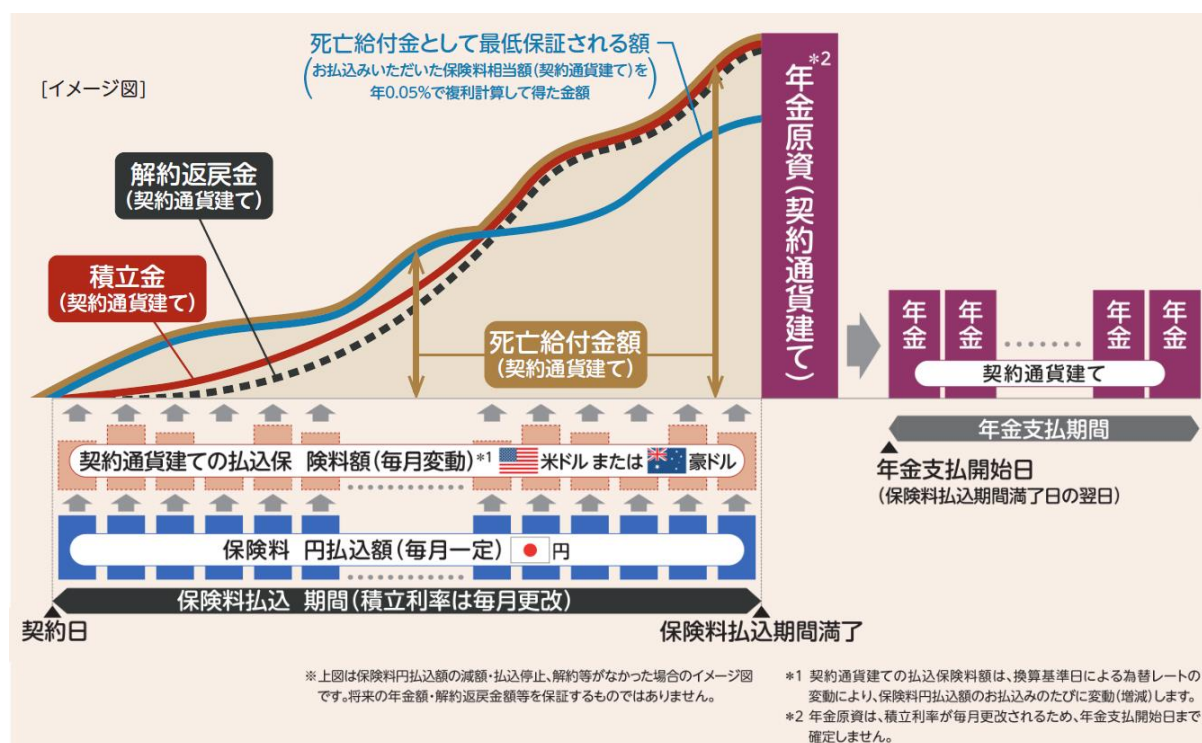
「Life 2.0」とは

人生 100 年時代と言われ、生き方や働き方が多様化する現在において、マニュアル生命は、皆さまが自ら積極的に行動して未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」(ライフ 2.0)と名付けました。「Life 2.0」のかたちは、人それぞれです。マニュアル生命は、保険会社ならではの多面的な発想と先を見通すプランニングで、皆さまの健康で豊かな「Life 2.0」の実現をお手伝いします。詳しくはこちら Life 2.0 ガイド(<https://life2.0guide.jp/>)をご覧ください。

<『こだわり個人年金(外貨建)』別紙>

【商品の特長】

- 毎月一定金額の円を払い込み、契約通貨(米ドル/豪ドル)に換算して^{*1} 積立金として運用
 - 毎月 1 万円から、一定金額の円(保険料円払込額)により保険料をお払い込みいただきます。運用は外貨で行う¹ので、海外の金利を活用した運用成果が期待できます。
 - リタイアメント後の資産の一部を外貨建でもつことで、資産が分散され、リスクの軽減につながります。
- 加入後も積立利率は毎月更改、最低保証があるので安心です
 - 保険料払込期間中、積立利率は毎月見直され、市場金利の変動にゆるやかに連動します。
 - 米ドル/豪ドルともに、積立利率が最低保証積立利率(年 1.5%)を下回ることはありません。
- 契約後も、為替相場やライフステージの変化、家計の状況に対応できる柔軟なしくみです
 - 保険料円払込額の払込停止および再開が可能²なので、無理なく続けられます。
 - 為替相場の状況や退職のタイミングなどご自身の状況に応じて保険料払込期間を延長し、払込を継続できます³。延長後も、保険料円払込額の減額、払込の停止および再開が可能です。
- 個人年金保険料控除が適用されます
 - 一定の条件を満たしたご契約に「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、お払い込みいただいた保険料円払込額は個人年金保険料控除の対象として、所得控除⁴の適用が受けられます。
- 告知なしでご加入いただけます



※上図は保険料円払込額の減額や払込停止、解約などがなかった場合のイメージ図です。将来の年金額および解約返戻金額などを保証するものではありません。

- この保険にかかる費用と為替リスクの詳細は 5 頁をご覧ください。
- ご契約日から 10 年を経過していること、かつ、この期間中の保険料(保険料円払込額)が払い込まれていることなど、一定の条件を満たす場合、お客さまからのお申し出により保険料円払込額の払込を停止することができます。払込停止となったご契約も、既払込部分は払込停止をしていない場合と同様に運用が続きます。また、停止後の払込再開も可能です。
- 延長期間は 1 か月～5 年(1 か月単位)まで、延長後の年金支払開始日における被保険者の年齢が 80 歳以下であることが条件です。
- 税務上のお取り扱いについては、2019 年 8 月現在の内容であり、今後、変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については、税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

【主な取り扱い】

■ 年金の種類、年金支払期間

年金の種類	年金支払期間
確定年金	5年または10年
保証期間付終身年金	終身(保証期間10年)

■ 保険料払込期間、契約年齢範囲、年金支払開始年齢

保険料払込期間	確定年金		保証期間付終身年金	
	契約年齢	年金支払開始年齢	契約年齢	年金支払開始年齢
20年	0～55歳	20～75歳	30～55歳	50～75歳
25年	0～50歳	25～75歳	25～50歳	
30年	0～45歳	30～75歳	20～45歳	
55歳満了	20～40歳	55歳	20～40歳	55歳
60歳満了	20～45歳	60歳	20～45歳	60歳
65歳満了	25～50歳	65歳	25～50歳	65歳
70歳満了	30～55歳	70歳	30～55歳	70歳
75歳満了	35～60歳	75歳	35～60歳	75歳

■ 保険料円払込額の範囲、取扱単位

最低保険料円払込額	最高保険料円払込額	取扱単位
10,000円	400,000円 ※マニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。	1,000円

■ 保険料の払込方法(回数)

月払

■ 保険料の払込について

(1) 毎月、保険料円払込額をお払込みいただけます。

※プラン②～⑤の場合、まとめてお払込みいただいた保険料円払込額をマニユライフ生命がお預かりし、毎月の契約応当日が到来するたびに、**保険料円払込額(1ヵ月分)を契約通貨建ての保険料に換算**して充当します。

(2) お払込みいただいた保険料円払込額は、毎月、所定の為替レートで契約通貨建ての払込保険料額に換算されます。

①月払プラン	毎月、一定額の保険料円払込額をお払込みいただけます。
②半年払プラン (登録制一括払)	毎回6ヵ月分ずつ保険料円払込額をお払込みいただけます。
③年払プラン (登録制一括払)	毎回12ヵ月分ずつ保険料円払込額をお払込みいただけます。
④一括払プラン	2～12ヵ月分の保険料円払込額をまとめてお払込みいただけます。
⑤前納プラン	2～40年分の保険料円払込額をまとめてお払込みいただけます。 マニユライフ生命所定の利率で保険料円払込額の割引があります。

※プラン②～④の場合：解約等により保険料円払込額のお払込みが不要になった場合や、まだ充当していない保険料円払込額が残っていた場合には、残額を契約者に払戻します。

※プラン⑤の場合：解約等により保険料円払込額のお払込みが不要になった場合や、保険料前納期間が満了したときに前納された保険料円払込額の残額がある場合は、払戻します。
年金支払開始日が到来したご契約に前納された保険料円払込額の残額がある場合は、年金支払開始日の前日を換算基準日として、その日の所定の為替レートをを用いて計算した契約通貨建ての金額を年金原資に充当します。ただし、「円建年金移行特約C型」が付加された場合は、契約通貨への換算を行わずに円のまま年金原資に充当します。

■ 保険料の払込方法(経路)

- 口座振替扱
- クレジットカード募集代理店によりお選びいただけない場合があります
- 団体扱

■ 年金受取人

- 契約者または被保険者



この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取扱いによる費用がかかる場合があります。

保険関係費

- お支払いいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。
※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

解約時の費用

- 解約時に、契約日からの経過月数(保険料をお支払いいただいた月数)に応じて、次の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用
解約控除	積立金額 × 36% × (1 - 経過月数 / 120) 解約時に積立金から控除します。

年金支払期間中の費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額*に 0.4%を乗じた金額 年金支払日に責任準備金 から控除します。

*責任準備金額とは、将来の年金等をお支払いするために、積み立てられる金額です。

外貨のお取扱いに関する費用

- 年金や死亡給付金等を外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ① 「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお支払いいただく場合
 - ② 「円支払特約C型」を付加し、年金等を円でお支払いする場合
 - ③ 「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
② 「円支払特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
③ 「円建年金移行特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭

※2019年11月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。



この保険には
リスクがあります。

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額等が、お支払いいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

- 保険料円払込額を契約通貨に換算した保険料額は、「保険料円入金特約C型」の為替レートの変動に応じて、お支払のたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする年金額は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額等は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- 「円建年金移行特約C型」を付加して円に換算する年金原資額は、「円建年金移行特約C型」の為替レートに応じて、変動(増減)します。